

SEINENHOKORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°650
2025・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

神奈川県支部特集

- 第五次厚木基地爆音訴訟 横浜地裁判決の報告…………… 関守麻紀子
一般社団法人Colaboの事件について…………… 河西拓哉
公社法・最高裁判決について…………… 石畑晶彦
野球観戦のススメ～飯田伸一先生インタビュー～…………… 河田慧佑
[追悼] 福島 重雄 先生の思い出…………… 水谷敏彦 坂本義夫
[追悼] 新井 章 先生の弁護士人生は憲法裁判の歴史…………… 瀧上 隆
[議長トーク]「全国ミーティング開催の苦勞」…………… 笹山尚人
- 第七次エネルギー基本計画に抗議するとともに、脱原発を伴う再生可能エネルギーの拡大の実現を求める決議
 - 今国会で民法750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を実現するよう求める決議
 - 企業・団体による政治献金禁止を求める議長声明
 - 日本学術会議の解体をめざす「日本学術会議法案」に反対し、撤回を求めます (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



伊那・高遠城址の桜

神奈川支部特集

第五次厚木基地爆音訴訟
横浜地裁判決の報告

神奈川 関守麻紀子

二〇二四年一月二〇日、横浜地方裁判所において、第五次厚木基地爆音訴訟の判決が言い渡されました。

一 厚木基地爆音訴訟

厚木基地爆音訴訟は、神奈川県厚木基地周辺に居住する住民が、軍用機の飛行差止めと損害の賠償を求めて提起した訴訟で、一九七六年の第一次提訴以来、約五〇年間にわたり継続しています。

二〇一七年八月に第五次訴訟を提訴、民事訴訟と行政訴訟を同時に提起し、自衛隊機及び米軍機の夜間の運航等（夜間の騒音の到達等）の差止めと損害賠償を求めています。原告数は約八九〇〇人に上ります。

米軍再編により、米軍の空母艦載機部隊が厚木基地から岩国基地へ移駐、二〇一八年三月、移駐を完了しました。騒音の元凶というべき米軍のジェット機部隊が移駐したことは、それまでの長きにわたる原告ら基地周辺住民の運動の成果です。しかし、移駐によりジェット機の飛行回数自体は減ったものの、原告ら住民は、うるさは続いている、静かになったとはいえない、と言います。ジェット機の轟音のかけに隠れていたプロペラ機やヘリコプターの騒音が顕在化したことなどがその理由と考えられます。

騒音測定結果は変化（減少）しているが、住民のうるさは継続している。この被害をどう立証するかが、第五次訴訟最大の課題となりました。

二 軍用機騒音評価方法の見直しを
求める

(1) 被告国は、岩国移駐後の騒音測定結果に基づいて厚木基地周辺の騒音を評価しなおし、これまでの判決で損害賠償請求認容水準とされた、WECPNLが七五dB以上となる地域は大幅に縮小した、との主張、立証をしました。

(2) 原告は、田村明弘横浜国立大学名誉教授に証言をいただくことができました。

すでに航空機騒音環境基準の評価指標がWECPNLからLdenに改正されており、二〇一八年WHO欧州環境騒音ガイドラインが騒音源別にガイドライン値を定めたことから、日本でも、横島潤紀氏（神奈川県環境科学センター）らが、Ldenと住民反応により評価するというWHOガイドラインの手法にしたがって、日本の交通騒音について、騒音曝露量と住民反応（高度の不快感反応率・72%HA）との関係を構築しました。

田村教授は、横島氏らの関係式をさらに緻密にし、道路、在来鉄道、新幹線鉄道、民間航空機、軍用航空機について検討して、①軍用機騒音に対する住民反応は、他の交通騒音に比べて突出し



神奈川支部事務局長(右)による旗出し

て高いこと、② 民間機と軍用機とのうるささの差は、従来考えられていた三〜五dBよりもはるかに大きく、一〇dB程度であること、③ したがって、従前の評価手法(防衛施設庁方式WECPNL)では軍用航空機騒音を適切に評価できないこと、④ そのため、WHOと同様に住民反応(高度の不快感反応率)を評価尺度として用いるべきであること、⑤ これにより厚木基地の騒音を評価する

と、移駐前にWECPNL七五以上だった地域とほぼ同じ範囲の地域において、移駐完了後も違法と認められるべき騒音状況にあること、等を明らかにされ、法廷で証言されました。

「ジェット機部隊は移駐したが、いまだ静かにはなっていない」という原告らの声に、科学的な裏付けが与えられたのです。

(3) 判決は、田村教授の証言を縷々論難して採用せず、従前の防衛施設庁方式WECPNLにより岩国移駐後の騒音を評価した被告の主張を採用しました。そのため、賠償請求認容水準とされるWECPNL七五dB以上となる地域は大幅に縮小され、岩国移駐後は、原告の六割が損害賠償を認められなくなり、という、大変な結果となってしまいました。

しかし、判決には、WHOガイドラインに示される国際的な知見を否定するに等しい等、様々な問題があります。

また、評価手法を見直して、軍用航空機騒音を適切に評価すべきことは、厚木基地に限りません。従来の基準が使われることは全国の基地で、軍用機騒音が過小評価され、基地周辺住民の被害が軽視されていることに他なりません。

地裁判決を覆し、軍用航空機騒音の評

価手法を現代の知見をふまえたものに見直すべく、控訴審において、また訴訟外においても、力を尽くしていきたいと思えます。

三 安全保障政策に対し司法は口を挟まないとする姿勢が窺われる判決

米軍機の差止請求について、判決は、厚木一次最高裁判決が示した「第三者行為論」を踏襲し、民事訴訟でも行政訴訟でも、請求を拒否しました。

厚木基地は日本の領域にあり、厚木基地の滑走路部分は一九七一年に日本に返還され日米地位協定二条四項(b)が適用され、防衛大臣が管轄・管理する施設・区域となっており、騒音被害は基地の外に及んでいるにもかかわらず、日本は米軍に対し、滑走路の使用について何も言うことはできない、というのです。

四次訴訟判決も同様の結論でしたが、四次判決は、返還の過程をつぶさに検討し、そこに示された日本政府の意思に、その根拠を見出そうとしていました。しかし五次判決は、そのような検討すらしないまま、「日米安保条約に基づく米軍の駐留目的が我が国や極東の安全維持など広く広範囲に及ぶものであること」を理由に、防衛大臣が、米軍の厚木基地の滑走路部分の使用の是非を検討したり、使用を拒否するなどということは、「日米両政府において全く想定されていない」と安易に結論

付けています。その他にも、防衛政策に口を挟まない、というかのような判示が散見されます。

四 受忍限度を超える被害をもたらす行政処分も適法とする判決

判決は、住民らの被害については一定程度原告らに寄り添った認定をし、原告らは「人として当

然に享受すべき平穏な生活を妨害されている」とし、民訴判決では、移駐完了後においても騒音は受忍限度を超える違法である、と判示する一方で、行訴判決では、そのような騒音を生じさせる自衛隊機運航が将来にわたり行われるとしても違法とはいえない、と判示します。

違法な被害を生じさせる行政処分を繰り返すこ

とが適法である、との判断を示したことになりました。

五 おわりに

五次訴訟判決は多くの問題点を残しました。これらを克服すべく、原告団、弁護士団が一丸となって控訴審に取り組んでいきます。

個人情報の取扱いに最大限の注意を払っている。

一般社団法人Coiaaboの事件について

神奈川 河西 拓哉

1 はじめに

一般社団法人Coiaabo(以下、「Coiaabo」という)の訴訟の状況等についてご報告する。

2 Coiaaboについて

Coiaaboは、様々な困難を抱える若年女性

の生活全般の立て直し支援を目的とする一般社団法人で、深夜に新宿歌舞伎町などの繁華街で行き場のない若年女性に声をかけ、当該女性らの状況に応じて、生活相談、食事・風呂・衣類・住居(シェルター)等の提供、居場所作り、就職支援など、生活全般についての立て直し支援を行っている。Coiaaboの支援する若年女性は様々な事情を抱えているため、行政関係者や女性の親族にすら容易に利用者の個人情報を開示しないよう、

3 Coiaaboに対するデマ・誹謗中傷

二〇二二年の夏頃、Coiaaboへの無数のデマ・誹謗中傷は、「暇空茜」と名乗る男性(以下、「暇空氏」という)のインターネット上での投稿をきっかけとして始まった。その投稿内容は、大要、**「Coiaaboが若年女性に生活保護を不正受給させてタコ部屋に住まわせて搾取している」というようなものである。**その後、このような認識を前提として無数のネットユーザーから様々な誹謗中傷がなされ、まるでCoiaaboが困難を抱える若年女性を利用して、いわゆる貧困ビジネスにより不当に儲けているとか、その会計に不正があるかのようなデマが溢れ、一部の弁護士、地方議員、国会議員までもがそのような誹謗中傷に加

担するようになった。Colaaboへの攻撃は誹謗中傷にとどまらず、Colaaboが若年女性保護のために利用しているバスの駐車場が暇空氏によってインターネット上で晒された際は、何者かによって当該バスが切り付けられるという事件が起きた。

このような状況のため、Colaabo及びその代表理事である仁藤夢乃さんは、二〇二三年一月二九日に暇空氏を提訴するとともに、提訴についての記者会見(以下、「提訴記者会見」という)を行った。

4 Colaabo及び仁藤さんの暇空氏に対する損害賠償等請求訴訟

本訴訟は、暇空氏が、二〇二二年九月九日及び同月二六日に投稿したブログ(note)記事や同月二四日及び同年一〇月一七日に投稿したYouTube動画(以下、まとめて「本件各投稿」という)の中で、Colaabo及び仁藤さんの名誉を毀損したことについて、Colaabo及び仁藤さんが、暇空氏に対し、損害賠償や本件各投稿の削除を求めて東京地方裁判所に提訴したものであり、二〇二四年七月一八日に第一審判決がなされた。判決では、Colaabo側の主張を認め、暇空氏が、本件各投稿によって、「原告らが、一〇代

の女性三人を手狭な部屋に共同で居住させて生活保護を受給させ、一人につき毎月六万五〇〇〇円を徴収している」「原告らが、LDKの部屋に三人の女性を共同で居住させて、三人分の生活保護を受給させている」との虚偽の事実を摘示しており、これによってColaabo及び仁藤さんの名誉が毀損されたと認定した上で、暇空氏には、そのような虚偽の事実を真実と信じたことについて相当な理由はなかったとして、暇空氏の反論を斥け、暇空氏に対して二二〇万円の支払い及び本件各投稿の削除を命じた。

さらに、本判決の中では、暇空氏による真実相対性の抗弁の部分で、「同活動報告書の記載そのものから上記各事実を読み取ること自体に無理がある」というべきである。「被告が自らの好む漫画やアニメなどのコンテンツを批判する原告仁藤に対し強い敵意を抱き、原告らを批判する動機がそのような点にあることを自認しているもので(中略)、上記活動報告書等の記載をあえて曲解している可能性を否定できない」と判令され、慰謝料額に関する事情として、「被告による本件各投稿の結果を受けて、本件各投稿の閲覧者等により、原告らの活動が妨害されるなどし(中略)、実際にその事業運営に支障が生じている」、「被告が、本件訴訟の提起以降も、原告らに関する情報発信を頻繁に行ったり、本件訴状を有料で公開したりす

るなど、自らの利益のために本件訴訟を利用し、しかもそれを公言している」などと認定されている。

5 暇空氏のColaabo弁護士員に対する損害賠償等請求訴訟

暇空氏は、二〇二三年、前記提訴記者会見におけるColaabo弁護士員の発言が自身に対する名誉毀損に当たるとして、東京地方裁判所にて、Colaabo弁護士員である太田啓子弁護士および神原元弁護士に対する損害賠償請求訴訟を提起した。そのうち、神原弁護士に対する損害賠償請求訴訟については、二〇二四年九月二六日に暇空氏の請求を棄却する旨の判決がなされた。裁判所は、神原弁護士による「暇空氏がColaabo及び仁藤さんに関する「デマ」を大量に発信している」旨の発言や、「暇空氏が仁藤さんを含むColaabo関係者に対して精神的苦痛を与える目的で東京都に対する情報公開請求及び住民監査請求を行った」旨の発言については、真実性の抗弁を認め、「暇空氏による真実に反する情報発信の動機が、女性に対する差別意識や嫌悪感に基づき、Colaaboらの活動を妨害し、停止させる点にあった」旨の発言については、真実相当性の抗弁を認め、これらの発言について違法性が阻却され

6 やすしい

る旨判示した。当該判決の中では、暇空氏がColaboに関して、二つの真実に反する情報(すなわちデマ)を発信した旨の事実も併せて認定されている。そして、同判決に対し暇空氏は控訴したが、二〇二五年三月二十五日、東京高等裁判所は同判決を概ね踏襲し、控訴を棄却した。

なお、暇空氏は太田啓子弁護士に対し、記者会見での発言とは別に、損害賠償請求訴訟を提起したが、一審二審ともに暇空氏の請求を棄却している。

前記の判決はいずれも、総じて適切かつ公正に事実認定されたものといえる。しかしながら、暇空氏の発信により、Colaboはその活動を著しく妨害され、重大な損害を被った一方で、暇空氏はColaboに関する発信を契機として、YouTubeで一九万人のフォロワーを抱えるインフルエンサーとなり、二億円弱にも及ぶカンパ金を集め(二〇二五年三月三日時点)、訴状や準備書

面をネット上で売却し、莫大な経済的利益を得ているものと思われることからすると、Colabo及び仁藤さんの暇空氏に対する損害賠償等請求訴訟については、損害賠償額という点で課題の残る判決と言わざるを得ない。

暇空氏は前記判決のいずれに対しても控訴しているところ、Colabo及び仁藤さんは附帯控訴し、被害の実態に即した損害賠償額の認定と謝罪文の掲載も併せて求めている。当該訴訟の判決期日である二〇二五年四月一七日に、改めて皆様に結果をご報告したい。

公社法・最高裁判決について

神奈川 石畑 晶彦

二 最高裁判決について

これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」としている。本件で問題とされたのは、平成一四(二〇〇二)年三月に、公社法施行規則が改正され、同規則一六条の市場家賃制度(近傍同種の家賃)が定められたが、この規定の解釈である。

一 はじめに

地方住宅供給公社は、国及び地方公共団体の住宅政策の一翼を担う公的住宅供給主体としてそ

の役割を果たすために、地方住宅供給公社法(以下、「公社法」とする)に基づき設立された法人である。公社法は、「住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、こ

(1) 被告である神奈川県住宅供給公社(以下、単に「公社」という)はこの施行規則一六条を根拠に三年ごとに賃料を上げ続けてきた(原告ら賃借人の同意はない)。原告らは、全員、長期にわた

り本件ビルを賃借していた賃借人であるが、平成一六年に最初の賃料額の改定があつてから、訴訟提起（令和二年）の時点まで、一人当たり月約二〜三万円程度賃料が増額されていた。

賃料の増額の仕方、公社法施行規則を根拠に増額しますという趣旨の書面を各賃借人に送付するだけである。各賃借人はこの書面の内容にしたがつて、言われた通りの賃料を支払っていたのである。

(2) 横浜地方裁判所及び控訴審の東京高裁判決はこのような公社の一方的な運用を容認する極めて不当な判決であつた。

(3) しかし、最高裁判決は以下のように、判示をした。

「公社法の上記各規定の文言に加え、地方公社の上記目的に照らせば、公社法二四条の趣旨は、地方公社の公共的な性格に鑑み、地方公社が住宅の賃貸等に関する業務を行う上での規律として、他の法令に特に定められた基準に加え、補完的、加重的な基準に従うべきものとし、これが業務の内容に応じた専門的、技術的事項にわたることから、その内容を国土交通省令に委ねることにあると解される。そうすると、当該省令において、公社住宅の使用関係について、私法上の権利義務関係の変動を規律する借地借家法三三二条一項の適用を排除し、地方公社に対し、同項所定の賃料増減

請求権とは別の家賃の変更に係る形成権を付与する旨の定めをすることが、公社法二四条の委任の範囲に含まれるとは解されない。また、公社規則一六条二項の上記文言からしても、同項は、地方公社が公社住宅の家賃を変更し得る場合において、他の法令による基準の他に従うべき補完的、加重的な基準を示したものにすぎず、公社住宅の家賃について借地借家法三三二条一項の適用を排除し、地方公社に対して上記形成権を付与した規定ではないといふべきである。このほかに、公社住宅の家賃について借地借家法三三二条一項の適用が排除されると解すべき法令上の根拠はない。以上によれば、公社住宅の使用関係については、借地借家法三三二条一項の適用があると解するのが相当である。」

三 本判決の意義

(1) 本判決の意義については、公社住宅の使用関係について借地借家法三三二条一項の適用を認めた点はもちろんであるが、公社法施行規則一六条二項について、

「地方公社に対して上記形成権を付与した規定ではない」という点が重要である。

(2) 前述の通り、公社は、公社法施行規則を根拠に増額しますという趣旨の書面を各賃借人に送

付するだけで、平成一六年から三年ごとに賃料の増額をしてきている。公社法施行規則に形成権としての効力がないとするならば、公社の賃料の増額は法的には効果がなく、各賃借人の増額された分の賃料の支払いは過払いと評価され、平成一六年以降の賃料の増額分について、返還請求ができる可能性がある。

四 今後について

現在は、差戻審である東京高等裁判所において、改めて借地借家法三三二条の要件該当性、過払金の金額をどの程度にするかなどについて協議をしている。

今後も不当な賃上げに対抗すべく、たたかっていく所存である。

野球観戦のスヌメ

〜飯田伸一先生インタビュー〜

神奈川 河田 慧佑

神奈川支部特集ということで、近頃、神奈川全体を盛り上げている話題の一つ「横浜DeNAベイスターズ」の魅力について、長年のハマッ子である飯田伸一先生にお話を伺った。

1 はじめに

ベイスターズの拠点が横浜であることは言うまでもないが、本拠地横浜スタジアム通称「ハマスタ」は、神奈川県弁護士会館の目と鼻の先にある。ハマスタは、中華街、横浜市役所、みなとみらい等横浜の中心地ともいえるエリアの真ん中に位置し、小さい頃の私は、ハマスタで野球観戦をしながら「あのビルからなら毎日野球が見放題だなあ」と考えていたものである。残念ながら弁護士会館からはスタジアムの中を覗くことはできなかったが、それほどに神奈川の弁護士にとってハマスタは身近なものなのである。

私自身は、一九九七年生まれであり、よくハマスタに足を運んでいた頃は暗黒期と揶揄されていて観客席はガラガラだったが、今では実力・人気ともに球界を代表する球団の一つと言って良いだろう。

2 ハマスタ周辺の案内

県外の方はあまりご存知でない方も多だろうが、裁判所、検察庁そして弁護士会館の集まるハマスタ周辺は今、再開発が進んでいる。特に、ハマスタの真横に位置する旧横浜市庁舎街区は「BASEGATE横浜関内」という名称で、大規模な施設計画が進行している。大きな区画の中に、オフィスの入る高層タワーや広場、飲食店、ホテル等が設置される総合的なエンターテインメント施設になるようだ。もちろん、横浜は、開港の地としての歴史が魅力の街であるが、青法協会員の

皆様には技術と娯楽と歴史の織り交ざった新しい街関内にぜひ訪れていただきたい。

近年は、プロ野球人気を底上げするため、スタジアム運営にも積極的に参加する傾向にある球団が多い中、このような施設や街の開発が、ベイスターズ躍進の後押しになることを期待したい。

3 飯田伸一先生へのインタビュー

飯田伸一先生は、一九七七年に弁護士登録され（第二九期）、横浜法律事務所に入所された後独立され、昨年まで弁護士として活躍された。神奈川では、三青会（青年法律家協会）、青年司法書士協議会、青年税理士連盟に所属する神奈川の先生方との勉強会の活動が盛んであるが、飯田先生は三青会にも頻繁に参加され、他士業の先生方からも信頼が厚い人物である。

今回は、そんな飯田先生に、ベイスターズに関するインタビューを行った。

河田 飯田先生と横浜、ベイスターズの関係についてお聞きしたいのですが、飯田先生はお生まれになってからずっと横浜で生活をされているのですか。

飯田 私は、東京都大田区生まれで、その頃は、風呂もトイレもない二軒長屋に住んでいました。一九五八年の当時小学二年生の頃に、東京から横浜の保土ヶ谷区に引っ越して、それ以来横浜



優勝パレードの様子(飯田先生撮影)

に住んでいます。それまでは当然巨人ファンでしたね(笑)。当時は「巨人、大鵬、卵焼き」の全盛でしたから。

そのすぐ後、港北区に引っ越して、父が立ち上げた自動車整備工場の隣のクリーニング屋夫妻にえらく気に入られて、川崎球場にナイター観戦に連れて行ってもらったのが当時の大洋ホエールズのファンになったきっかけでした。

河田 当時は川崎が本拠地だったんですね。当時の大洋ホエールズの様子はどうでしたか。

飯田 やっぱり野球人気はありましたし、ホエールズもすごく人気でしたよ。そこから横浜に本拠地が移転することになって、横浜公園にあった平和球場が改修されて横浜スタジアムになったんだよね。

河田 弁護士になってからはいかがですか。

飯田 二九期として一九七七年に弁護士登録をして、横浜法律事務所に入所してからは、現地観戦に行くことは少なくなりましたが、一九九八年の優勝の時は毎日テレビで観戦していましたね。

河田 横浜法律事務所と言えば、ハマスタの目の前の事務所ですが、さすがにお忙しくなっちゃったんですね…。二〇一七年ラミレス監督下での日本シリーズはご覧になってましたか。

飯田 日本シリーズもクライマックスシリーズもテレビで観戦していました。今年は、シーズンの大詰めや真夏の熱い試合を観戦しに行ったりしましたね。妻と球場で観戦していたんですが、終盤に負けていて、途中で帰ってしまったんです。自宅でテレビをついたら、逆転していて悔しい思いをしたなんてこともありましたね(笑)。

河田 ベイスターズを巡って色々な思い出がありますね(笑)。私は一九九七年生まれなので、一九九八年のベイスターズ優勝は記憶にないのですが、当時最良にしていた選手がいたりするんですか。

飯田 やっぱり大魔神佐々木は人気でしたし好きでしたよ。あとはローズが好きでした。ベイスターズは、助っ人外国人に外れがないイメージですよ。今いるオースティンやウエンデルケンもそうですし、外国人選手に恵まれていますね。

河田 今年はパウワーも戻ってきますしね！
現在のベイスターズでは、他にお気に入りの選手はいますか。

飯田 三浦監督が好きです。一九九八年の優勝メンバーでもあるしね。ほかにも牧や東も好きです。

河田 昨年、ベイスターズは日本シリーズを制覇しましたが、見ていましたか。

飯田 もちろん見っていました。スタジアムの近くに、行きつけの「和来」という居酒屋があるんですが、いつもそこで野球中継が見られるんです。優勝当日は、チケットも取れなかったのですが、一人で和来で観戦しようとしたんですが、いっぱい入れなかったの、しょうがなく別の店に行きました。優勝の瞬間は、近くにいた親子とハイタッチしました(笑)。和来は野球観戦も出来るいい店なので、行って見てください！

後日、優勝パレードも見に行つたんですが、ちょうど裁判所の前で見ることが出来ました。

河田 長年横浜で弁護士をされていると、野球観戦に適したお店もご存知なんですね。本日はありがとうございました

[追悼]

福島重雄先生の思い出

北陸 水谷 敏彦
北陸 坂本 義夫

陪席であったとの話もありました。福島先生からは、ご自身の体験と記憶を後世に伝えなければならぬとの強い思いを感じました。この動画は、司法の負の歴史とそれに抗った一人の良心的裁判官の生き様を記録する貴重な資料、財産です。これを遺してくださいました先生には感謝の言葉しかありません。

福

島先生の思い出といえば、なんと言っても、二〇〇五年二月二八日に北陸支部で開催した企画（福島重雄先生・長沼ナイキと平賀書簡事件を語る）です。当時、先生はあの事件のことをあまり語られないと聞いていましたが、思い切ってお願ひしてみましたところ快諾いただきました。一時間三〇分にわたり、生まれ育ちの話から、



福島重雄先生 2005年2月18日

長沼ナイキ事件との出会い、平賀書簡事件の顛末、その後の人生まで、たくさんのお聞きしました。平賀書簡のこ

ピーもいただきました（このコピーは司法問題に関心を持つ人などに渡してもいいよという先生のお許しを得ています）。「法服の枷」（NNNDキュメント09）や『長沼事件 平賀書簡』（日本評論社、二〇〇九年）が世に出る四年前のこと。参加した弁護士にとっては初めて聞く話ばかりでした。

このときの先生の話を書き録画した動画データが残っています。この追悼文を書くにあたって見返してみました。晩年は長い髭もありません。平賀書簡をいつどの新聞社に提供したか、青法協内のどこに相談したか、当時の青法協会員の反応、長沼ナイキ事件の陪席裁判官がどのように選ばれ、主任裁判官はどのような人物であったか、辞表を提出したときの様々な反響、他の裁判官が先生と口をきかなくなったことなど、書籍では伏せられている裏話や個人名が随所に出てきます。昨年亡くなられた木谷明元裁判官がごく短い期間ですが右

福

島先生は、お酒好きというよりお酒の場で語り合うのが大変お好きで、ご自宅に私たち若手・中堅弁護士を招いてご馳走してくださいました。先生の座る席には、北海道で入手されたものか、熊の毛皮が敷いてあったことを鮮明に覚えていています。「オレは北海道が好きで、二度も行ったんだ。かみさんには済まなかったけれど」というお話でした（先生の裁判官の初任地は札幌で、長沼ナイキ事件担当のときは二度目の札幌赴任だったのです）。先生はお酒が入ると少し饒舌になられたように思います。色々な質問に答えてくださるのですが、理屈っぽい話になると「そんなのいいわ。まあー飲めや」という感じで、知識をひけらかしたり、説教したりすることなどまったくありませんでした。「あの平賀書簡はいまどうなっているんですか」とどんな場でお尋ねしたのか覚えていないのですが、先生が「朝日新聞社の収蔵資料に持っているのが重くてね」と言われたことは

はつきりと耳朶に残っています。

測しています。

先 生は、富山県弁護士会会報(二〇一五年四月・第三号)に「私の歪なロシア語」という表題で投稿をされています。それは、先生がロシア語に興味をお持ちになった戦後間もない頃に始まり、高校、大学、裁判官時代、公証人時代、弁護士時代とロシア語にまつわるまるで先生の一

富 山県弁護士会で福島先生は、各種の研究や総会、懇親会などへ亡くなる直前まで積極的に参加され、最後まで第一線の法律家として活躍されていました。

代記のような論稿になっています。先生がロシア語に造詣が深いという話は聞かえてきていたのですが、ここまでとは驚きました。先生が京都大学で滝川幸辰先生の刑法ゼミに入っておられたことや、刑法学者の中山研一先生が同じゼミ生だったことを、この論稿で知り、先生の「反権力」ともいうべきエピソードはそこで育まれたのかと勝手に推

また、平和・護憲の市民団体等が発するアピールや集会の呼びかけ人に名を連ねてくださるなど、市民運動も支えてくださいました。自衛隊違憲判決を書かれたご自身の信念に忠実に、青法協会員としての生き様を貫かれたのだと思います。

当事者に寄り添い良心に従うその姿勢に学び、まだまだ精進しなければならぬと感じます。福島先生、ありがとうございます。

つめたのが新井先生のご著書『体験的憲法裁判史』(岩波同時代ライブラリー)でした。この本では砂川裁判、朝日訴訟、家永教科書裁判が取り上げられています。

【追悼】 新井章先生の弁護士人生は 憲法裁判の歴史

東京 淵上 隆

私 が、弁護士登録して東京中央法律事務所に入所したのは二〇〇〇年のことですが、

新井先生のこと、事務所の歴史も知らずに入所を決めた私が、入所内定直後に古本屋で偶然、見

新井先生が砂川裁判に最初に関わったのは弁護士二年目(一九五六年)、朝日訴訟は弁護士二年目、教科書裁判でさえ僅か一〇年目のことです。それで、「米軍駐留は違憲」とする伊達判決(憲法九条、砂川裁判)、我が国裁判史上初めて「権利としての社会保障」という考え方を正面から打ち出し、国

青年法律家協会創立70周年記念集會に 寄せられたメッセージ

お便り有難う御座いました。私も、齡90歳を越えると身体のあちこちに衰えを覚え、昨今は歩行にも不自由を來すようになり、東京での皆さまの70周年大会にも参加が困難になりましたので、欠席させていただきます。

青年法律家協会を取り巻く社会の諸状況も私の目には70年前も今も大した変わりはないように思われます。私には現在の青法協会員の皆さんも正しい歴史認識を失うことなく日夜の活動を続けていくことが何よりも大事のことのように思われます。皆様のご健勝を心から祈念致します。

令和6年2月26日 富山にて 福島重雄

青年法律家協会創立70周年記念集會に 寄せられたメッセージ

私は司法研修所第8期生として弁護士となりましたが、その前の「司法修習生」のときから、青法協には加盟し、今日に至っております。

しかし、昨今の自公政権の政治姿勢をみると、憲法、人権、平和の無視や軽視も甚だしく、これを看過することは許されません。今こそ私たちは全力をあげてこの風潮を押し返さねばなりません。

共に力を併せて頑張りましょう。

新井 章

て、赤を入れ、時にはご自身で執筆されるなど文字通り「実働」として、弁護士を牽引されました。この裁判の控訴審判決では、「厚生労働大臣による保護基準が憲法二三条一項、法三条に違反しないかどうかについては、前掲最高裁昭和四二年五月二四日大法院判決（朝日訴訟最高裁判決）が傍論としてはあるが判断基準を示しており、同判決がされて既に四〇年以上が経過し、この間、我が国においては経済・社会情勢の変動があったものの、……（略）……、同判決の示す解釈は今日においても妥当する」として、

を断罪した浅沼判決（憲法二五条、朝日訴訟）、憲法二六条の教育を受ける権利は、子どもの学習権を保障したものであり、その責務を担うものは親を中心として国民全体であるとする杉本判决（憲法二六条、教科書裁判）という、我が国憲法裁判史に残る歴史的判決の数々を勝ち取ったのですから、驚くばかりです。

そ のほか、全通中郵事件、旭川学テ事件、恵庭事件、牧野訴訟、東京都教組事件、全農林警職法事件、堀木訴訟、長沼ナイキ事件、百里基地訴訟、秋田加藤（生活保護）訴訟、（生活保護）林訴訟、学生無年金訴訟、横浜事件再審請求

事件など、数々の憲法裁判、人権裁判に新井先生は携われました。私が入所した当時、先輩弁護士から、新井先生は憲法判例百選の三分の二に関わっていると聞かされましたが、決して誇張ではありませんでした。

私

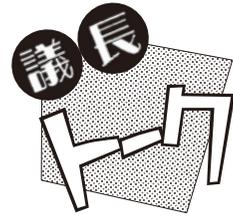
が新井先生とご一緒した「憲法裁判」は二〇一二年に最高裁判決を受けた生活保護・老齢加算廃止違憲訴訟で、新井先生は東京弁護団の弁護団長、私が弁護団事務局長でした。当時、新井先生は七〇代後半から八〇代にさしかかったところでしたが、全ての弁護士会議、裁判期日に出席され、準備書面の原稿にもほぼ全て目を通し

朝日訴訟最高裁判決の傍論に示された判断基準を適用して原告の請求を退けました。そこで、上告審では新井先生を中心に朝日訴訟最高裁判決（傍論多数意見）の問題点を指摘し、その判断基準を適用した控訴審判決を徹底的に批判したところ、朝日訴訟最高裁判決には全く言及も引用もせず、新たな判断枠組みを示したのが、老齢加算訴訟最高裁判決です。結論的には敗訴で、悔しい思いをしましたが、この時に最高裁が示した新たな判断枠組みが、その後の社会保障裁判の判断規範となり、現在、全国で闘われているいのちのとりで裁判の各地での勝利判決に結びついています。

新井先生の弁護士としての歩みは、正に、戦後の憲法裁判の歴史でした。

（自由法曹団東京支部ニュース六二四号からの転載）





「全国ミーティング 開催の苦勞」

山梨での二〇二四年度全国ミーティング（第四回拡大常任委員会）は、素晴らしく濃厚な会議で、大成功に終わりました。余韻に浸って、今回は、全国ミーティング開催の苦勞について。

青法協では年四回の全国ミーティングを、三の倍数の月に開いており、六月が最終の土日で総会、それ以外の全国ミーティングは、第一金曜から土曜にかけて開く場合が多いです。まず日付を特定し、次の問題は開催場所です。

よく聞かれるのですが、場所はどのようにやって決めるのか？

勿論いろいろです。当該地域の会員の話を聞きたいとか事件の現地に行きたいということもあるし、しばらく行っていないからとい

うこともあるし、議長の私がこの名産を食べたいからということもある（笑）。

ただ問題は、地元が受け入れてくれるかで、これがけっこう大きいです。確かに地元支部・地域には、最低でも地元企画をやってもらわないといけないし、会場の確保やら当日の進行やらにご協力いただくことも多いから、大変です。でも、やっていただくといろいろ刺激になってためになったと言っているだけのことも多いのです。なので、これから本部から「そちらで開きたいのですが……」という連絡があった折には、積極的にお引き受けください。お願いしますよ（笑）。

その次の問題は、もちろん会議の内容です。

全国ミーティングでは、憲法と修習生・ロー生・学生支援の課題は必ず討議します。青法協にとって活動の二本柱といって良い課題です。そのほか、地元支部地域から、地元で取り組んでいる事件や活動を紹介してもらう地元企画。

それから、近時は、「若手会員向け実務講座」を設けています。全国ミーティングの参加者は、登録一〇年未満の若手会員が多いので、実務的に役立つ講座を設けようとい

とになっています。そのほか、特別講演を企画することが多いですね。このあたりは、その時々時間に取って議論する必要のあるテーマがあるかにもよりますが（本当は死刑問題等の司法問題で討議をしたい）、設けることが多い。

これらの内容を考え、講師を選定して依頼し、全てのテーマの時間配分を考える。いやこれが大変なんですよ、なかなか。だから私がどんなテーマを聞きたいかで決まることも多いです（もちろん、それが多くの会員に役立つだろうことは前提です）。

今回の山梨では、福井の吉川健司会員による「福井女子中学生殺人事件」を特別講演に。これは私が聞きたくて吉川会員にお願いしました。なんとも濃厚な内容でしたよ。刑事弁護人の真髄を知ることが出来たし、これは全ての人権活動に通じるものがあると思います。

次の神奈川総会でも、地元の三木恵美子会員、神原元会員のお話、そして、大内裕和武蔵大学教授の記念講演を用意しました。めちやくちや楽しみですね！というわけで、みなさん、ぜひ多数ご参加ください！

（青法協弁学台同部会議長 笹山尚人）

青法協弁学合同部会二〇二四年度第四回拡大常任委員会◎決議

第七次エネルギー基本計画に抗議するとともに、

脱原発を伴う再生可能エネルギーの拡大の実現を求める決議

一 二〇二五年二月一九日、石破内閣は、国のエネルギー政策の指針を記した第七次エネルギー基本計画（以下、「基本計画」といふ）を閣議決定した。

基本計画では、福島第一原発事故以降、我が国のエネルギー政策における前提であった「可能な限り原発依存度を低減」という方針を転換し、脱炭素の名の下に原子力エネルギーを再生可能エネルギーと共に「最大限活用」することとした（二四頁）。

二 基本計画においては、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた、不断の安全性追求」が、原子力政策の出発点であるとしている（三五頁）。

しかし、福島第一原発事故をめぐる損害賠償請求訴訟において、国はその責任を全面的に争っており、事故の予見可能性及び結果回避可能性を否定している。すなわち、国は、福島第一原発事故の発生は、「やむを得ないもの」であると認識しているものであり、そのような立場をとる者が、「福島第一原発事故の教訓」を標榜しても、全く説得力はない。

基本計画は、津波対策、電源多重化、耐震強化、竜巻対策、火災対策、多様な冷却手段の確保、フィルタベントの設置等を踏まえた安全対策の強化などといった、事故の教訓を踏まえた新規制基準に基づき、安全対策の強化を進めているという。

そして、新規制基準に適合すると認められた川内、高浜、伊方、大飯、玄海、美浜、女川及び島根の各原発において、再稼働が進んでいる。

しかし、この規制基準が安全であるという保障はなく、東海第二原発や女川原発、島根原発などでは、規制基準に盛り込まれていないいざというときの避難計画の不備も指摘されている。特に二〇二四年一月に発生した能登半島地震においては、多くの家屋が倒壊し、道路も通行不能となり、万が一原子力災害が発生した場合、避難不可能な状況が起こりうるということが示された。

このような不確かな「安全性追求」では、いつ、また福島第一原発事故のような過酷事故が発生しないとも限らない。

三 次に問題となるのが、原子力発電所の運転によって生み出される高濃度の放射性廃棄物の処分の問題である。

基本計画においては、中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は、最終的には六ヶ所再処理工場へ搬出し、核燃料サイクルを推進するという方針のもと、そのために必要となる同工場の安全性を確保した安定的な長期利用を進めるとする（三八頁）。

しかしながら、六ヶ所再処理工場は、二七回も工事完成が延期されており、いつ稼働可能かも不明である。仮に稼働に至ったとしても、すでに老朽化しているため、安全性に疑問があり、大量の放射性物質を環境中に放出する恐れがあるなど、さまざまな問題が残っている。

核燃料サイクルにおいてとりだされるプルトニウムについては、プルサーマルで消費できる量はごくわずであり、使用済みMOX燃料の処理もできない。

このように不安定かつ危険性を含む核燃料サイクルからは直ちに撤退すべきである。

四 そして、基本計画は、「脱炭素電源としての原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む」と、原発の新設を促進するとする(四二頁)。福島第一原発事故による甚大な被害が生じ、いまなお故郷に帰還することができない住民が多数存在しているにもかかわらず、原発依存度を低減させるどころか、新たに原発を新設する方針を示す基本計画は許容することはできない。

五 基本計画は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得られた教訓や我が国が培ってきた経験に基づき、世界における原子力安全の向上や、原子力の平和的利用、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うとともに、地球温暖化対策に貢献していくことは我が国の責務であり、世界からの期待でもある」と述べる(四二頁)。しかしながら、我が国に期待されているのは、唯一の戦争被爆国であり、福島第一原発の事故を経験した国として、脱原発を達成しつつ、地球温暖化を防ぐため、再生可能エネ

ルギーの拡充に尽力することである。
当部会は、脱原発を伴った再生可能エネルギー拡大の実現に向け、第七次エネルギー基本計画に抗議・撤回に向けて力を尽くしていく。

二〇二五年三月二五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回 常任委員会

今国会で民法七五〇条を改正し、 選択的夫婦別姓制度を実現するよう求める決議

一 民法七五〇条による夫婦同姓の義務付け

民法七五〇条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めており、夫婦同姓を義務付けている。

しかし、婚姻に際し姓の変更を強いることは、個人のアイデンティティを喪失させることがあり、改姓により大きな精神的苦痛を受ける人々が存在する。また、改姓により仕事や研究等で様々な不利益を被る人々が存在する。

そして、日本で改姓する人の約九五％は女性であり(二〇二三年時点)、上記のような不利益を受ける割合は女性に大きく偏っている。

二 民法七五〇条は違憲である

氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一端を構成する」(最高裁昭和六三年二月二六日第三小法廷判決)ことからすれば、憲法二三条が、「自己の意に反して氏名の変更を強制されない自由」を人格的生存に関わる

重要な権利として保障していることは明らかである。民法七五〇条は、配偶者と別姓の夫婦となろうとする人に対し、自己の意に反して氏名の変更を強制されない自由を放棄して個人の人格の象徴である姓の変更を甘受するか、配偶者と婚姻する自由を放棄して法律上の婚姻を断念するかという、過酷な二者択一を迫るものであるから、人格的生存に関わる重要な権利を不当に侵害するものであり、憲法二三条に違反する。

また、上記のように氏名が人格権を構成することから、婚姻に際して配偶者と別姓を維持するかどうかは

「信条」（憲法二四條一項後段）に当たるところ、別姓を希望する人に対し法律上の婚姻を認めない民法七五〇条は、婚姻に際し同姓を希望する人と別姓を希望する人との「信条」により明確に差別的な取り扱いをしている。このような差別的取り扱いに合理的根拠は存在せず、民法七五〇条は憲法一四條に違反する。

さらに、婚姻は「両性の合意のみに基いて成立」（憲法二四條一項）、婚姻に関する法律は「個人の尊厳」と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」（憲法二四條二項）とされる。民法七五〇条は、婚姻に夫婦同姓という「両性の合意」以外の要件を不当に加重することで別姓を希望する人の「個人の尊厳」を否定するものであり、また、結果として前述のような男女間の厳然たる不平等を生じさせる点で「両性の本質的平等」にも反している。したがって、民法七五〇条は憲法二四條一項および二項にも違反する。

三 国際的な批判を無視し続けている

日本が批准する女性差別撤廃条約は、締約国に対し、配偶者間で同一の権利を確保するために適当な措置をとることを義務付けている。この条約に基づいて国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、今までも選択的夫婦別姓制度の導入を求める勧告を行っている（二〇〇三年七月、二〇〇九年八月、二〇一六年三月、二〇二四年一〇月）。

しかし、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本しか存在しないにもかかわらず、日本政府はこれらの勧告を無視し続け、抜本的な法改正を怠り続けて

きた。

国連の勧告を二〇年以上も無視し続ける日本政府の態度は、国際的に恥ずべきものであるのはもちろんのこと、国に締結した条約を誠実に遵守することを義務付けた憲法九八条にも違反する。

四 反対論には理由がない

選択的夫婦別姓制度の導入に対しては、旧姓の通称使用を拡大すれば導入する必要はないと主張されることがある。しかし、自己の意に反して氏名の変更を強制される人が存在するという根本的な問題は、通称使用の拡大によっては解決しない。そして、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認などの場面において、多くの困難を避けることもできない。

また、夫婦別姓により家族の一体感が失われる、といった反対意見が主張されることもある。しかし、現在の日本には実際に、事実婚や離婚後の家庭、国際結婚の家庭など、親子間や兄弟姉妹間で姓が異なる家族は数多く存在する。これらの家族が姓を同じくする家族と比べて一体感が低いとする根拠は存在しないのであるから、上記反対意見は根拠を欠くものといわざるをえない。

このように、選択的夫婦別姓の導入に対する反対論は、いずれも理由がない。

五 今国会での法改正を求める

国は、一九九六年に法制審議会で選択的夫婦別姓制度を導入する答申がなされたにもかかわらず、現在ま

で二九年間にわたって一度も法案提出を行わず、国会での法案審議すらしてこなかった。

前述のとおり国連女性差別撤廃委員会から度重なる勧告がなされたことや、第三次までの違憲訴訟が提起されていること等に鑑みると、政治の怠慢により、制度実現が長期間拒まれてきたといわざるをえない。

しかし、昨年一〇月の衆議院総選挙で与党の議席が過半数を下回った結果、現在開会中の通常国会では、選択的夫婦別姓制度を導入する法改正が焦点となっている。国民が政治に変化を求めていることが明らかにな今こそ、国会が選択的夫婦別姓制度を実現すること、旧態依然とした政治からの変化を国民に示すべきである。

当部会は、憲法を擁護し、平和と民主主義および基本的人権をまもる立場から、国会および政府に対し、現在開会中の通常国会で憲法に違反する民法七五〇条を改正し、選択的夫婦別姓制度の速やかな実現を強く求めることを、ここに決議する。

二〇二五年三月一五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回常任委員会

企業・団体による政治献金禁止を求める議長声明

当部会は、二〇二四年六月三〇日総会において、企業団体献金の禁止、企業団体による政治資金パーティーの禁止を内容とする政治資金規正法改正を求めて、「改憲を許さず、政治資金規正法の抜本改正を行い健全な民主政治を取り戻すことを求める決議」を挙げた。

今般、二〇二五年第二七回通常国会において、複数の野党から企業・団体献金等を禁止する法案が提出されているところであるが、与党はこれに抵抗し、企業・団体献金を温存する立場を維持している。自民党の一部政治家は企業には献金の自由があるなどとして五〇年以上前の八幡製鉄所事件最高裁判決（一九七〇年六月二四日）をしばしば引用するが、同判決は、「弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであつて、憲法上は、公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有する」としているものであつて、企業献金による弊害防止策を立法政策に委ね、公共の福祉の観点からの企業献金の制限を容認している。

実際、同判決後、企業・団体献金をめぐっては、口

ツキード事件（一九七六年）やリクルート事件（一九八八年）などの汚職事件を契機としてその規制を求める世論が高まり、一九九三年には旧経団連自身が「企業献金については、公的助成や個人献金の定着を促進しつつ、一定期間の後、廃止を含めて見直すべきである。」と表明し、一九九四年には政治家個人への企業・団体献金は禁止され、一九九九年には政治家個人の資金管理団体への企業・団体献金が禁止されるなど、企業・団体献金による金権腐敗政治の弊害に対処するための法改正がなされてきたという歴史的経緯が存在する。

しかし、現状の政治資金規正法では企業・団体による政党・政治資金団体への献金は禁止されておらず、パーティー券の購入という企業献金の「抜け道」も用意されており、大企業が自民党に巨額の献金をするなどで事実上政策を左右することが行われてきた。経団連は、自民党の政策を高く評価した上で、会員企業に対し、「自由主義経済のもとで企業の健全な発展を促進」する観点での政党への献金を呼びかけ、これが結果として会員企業による自民党に対する多額の政治献金や

パーティー券の購入に結びついている。会員企業は献金先に様々な政策要求を出してその実現を求め、政府の経済財政諮問会議議員に就任して直接政策に影響を与えている。

その結果、法人税減税や消費税増税、社会保障費削減、原発推進など、市民の生活や人権よりも大企業の利益を優先する政治が長年にわたり続いてきた。

更に、安全保障問題に関しても、経団連は二〇二二年四月二日に「防衛計画の大綱に向けた提言」を発表して防衛産業の発展や武器輸出の推進を求め、自民党の資金管理団体に多額の献金をした企業が政府の有識者会議のメンバーとなつて防衛政策に関与する一方で、政府から多額の防衛装備品の発注を受けるという構造があり、日本国憲法の平和主義が脅かされている。

そもそも、政党や政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏をなすものとして、個人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である（一九九六年三月一九日南九州税理士会事件最高裁判決）。企業・団体が多額の献金をすることで政治を左右している現状は、日本の議会制民主主義を歪めるものであるとともに、企業・団体を構成する個人（株主や労働者等）の政治的信条を侵害するものであつて、

日本の政治にもたらしている弊害の大きさを踏まえれば、公共の福祉の観点から、今こそ企業・団体献金の禁止に踏み切ることが必要である。

以上により、当部会は、今国会において企業団体献

金の禁止と企業団体による政治資金パーティーの対価の支払の禁止を内容とする政治資金規正法の抜本改正を求めるものである。

二〇二五年三月二六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 笹山尚人

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

日本学術会議の解体をめざす「日本学術会議法案」に 反対し、撤回を求めます

「わが国の科学者の内外に対する代表機関」であり、「学者の国会」とも呼ばれて日本の学術や社会の発展に重要な役割を果たしてきた日本学術会議をめぐる、三月七日に「日本学術会議法案」が閣議決定され、国会に提出されました。これは現行の日本学術会議法（一九四八年）を廃止し、学術会議を「特殊法人」化しようとするもので、成立すれば、「科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する」（日本学術会議憲章）という学術会議の性格・役割が完全に変わり、実質的に解体されることとなります。

「法人化」をめくり、これまで学術会議は、ナショナル

ル・アカデミーに求められる五要件（学術的に国を代表する機関としての地位、そのための公的資格の付与、国家財政支出による安定した財政基盤、活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性）を満たしておらず、学術会議の独立性・自律性の観点から深刻な懸念があることを繰り返し指摘してきました。しかし今回提出された法案は、このような懸念・指摘を完全に無視する内容となっています。新法人の「運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない」との条文はありますが、それを具体的に担保するための手立ては一切記されていません。むしろ法案には、内閣総理大臣が任命する「監事」や内閣府に設置される「評価委員会」、会員外の者から成る「選定助言委員会」や「運営助言委員会」など、五要件に照ら

して学術会議側が「到底受け入れ難い」と表明してきた事項がすべて盛り込まれており、学術会議の活動を人事・運営全般にわたって幾重にも縛り、直接間接に政府の統制下に置くことがめざされています。学術会議の設置形態を変更するとともにその性格を完全に変えてしまうこのような法案が、学術会議による度重なる懸念の表明を無視する形で国会に提出されること自体が異様であり、法案は撤回されるべきと考えます。

今回の学術会議「法人化」計画の源には、二〇二一年、菅義偉首相（当時）が六名の会員候補者の任命を拒否した事件があります。長年にわたって定着した法解釈と運用を無視して、学術会議が推薦した会員候補の任命を理由を示すこともなく拒否したことは学術会議法の定めに対する違法行為であり、国民から強い批判の声が上がりました。しかし政府は、自らの誤りを正そうとしないばかりか、その後も学術会議への圧力を一層強め、時の政権の意のままになる存在に作り替えようとする試みが続けてきました。現行の学術会議法自体を廃止し、学術会議の設置形態を国の機関から

「特殊法人」に変えることをつうじてその性格を完全に変質させようとする今回の法案は、政府によるこのような試みの集大成といえます。これは実質的には「学術会議潰し」の動きというべきものであり、決して許してはなりません。

学術会議は第二次大戦後、戦前の日本では学問の自由が保障されず、学術が権力に従属し動員されていたために戦争や軍国主義を止められなかったという反省の上に、科学こそが「文化国家の基礎」であるという確信に基づき、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉」に貢献することを使命として設立された組織です(学術会議法「前文」)。「国の機関」であると同時に政府等から「独立して」職務を行ない、科学的知見に基づいて時の政権に対しても対等な立場から意見を述べるといふ現在の学術会議の性格・位置づけは、学問の自由を守り抜くことで社会の健全な発展を保障するという重要な使命を果たすためのものであり、民主主義や平和の問題とも密接に関わっています。学術会議は二〇一七年に、「軍事(戦争)目的の研究」は行なわないことを宣言した一九五〇年および一九六七年の声明を継承する旨を確認し、軍事と学術との接近に警鐘を鳴らす声明を発して注目を集めました。が、「法人化」され政府の統制下に置かれることになれば、このような原則的姿勢を貫くことは困難となるでしょう。むしろ、「法人化」によって学術会議を実質的に解体しようとする動きの背後には、「デュアルユース」(軍民両用)研究の名

のもとに軍事研究を推進し、日本の科学者、学術全体を戦争に動員しようとする狙いが存在すると考えられます。このような観点から見て、今回の法案によって平和な文化国家としての理念に言及した現行学術会議法の前文が消滅すること、また、独立行政法人等の法規を借用する形で、自由で公開された審議を旨とする学術会議の性格にはそぐわない会員の秘密保持義務や罰則が法案中に明示的に書き込まれていることなどは、深く危惧されることです。科学者を政府の統制下に置き、軍事研究をふくめ、国策の推進に動員しようとするこのような政策が、日本の学術全体のあり方を歪めること、ひいては真理探究に欠かせない精神的自由や科学的・客観的姿勢を失わせることによって、社会の活力を奪い、その発展を阻害するという結果をもたらすことは明らかです。

以上のことから私たちは、学術会議の事実上の解体をめざす「日本学術会議法案」に反対します。

政府に対しては、この法案を撤回するとともに、学術会議に対する一切の不当な介入・圧力を中止することを求めます。また、政府が現行学術会議法を誠実に遵守し、二〇二〇年に任命を拒否された会員候補者をすみやかに任命することによって、六名の欠員という違法状態を解消することを要求します。

また、科学者や学会・協会のみならず、広範な市民のみなさん、さまざまな団体・組織、社会全体が、学術会議をめぐる事態は学問の自由、さらには民主主義

や平和のゆくえに関わる重大問題であるという観点から今回の法案に反対し、学術会議の独立性を守るために声を上げることが期待します。

さらに、とりわけ国民の代表として国会に集う諸政党には、日本の学術・社会全体の発展において重要な役割を担う学術会議の独立性を脅かす法案の危険性を直視し、さまざまな立場・党派の垣根を越えて対話・協働し、議論を重ねて、この法案を廃案に追い込むべく力を尽くされることを期待します。

二〇二五年三月三日

大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム／学術会議会員の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団／立憲デモクラシーの会／「稼げる大学」法の廃止を求める大学横断ネットワーク／軍学共同反対連絡会／学問と表現の自由を守る会／安全保障関連法に反対する学者の会／日本戦没学生記念会(わだつみ会)／許すな!「日の丸・君が代」強制、止めよう!改憲・教育破壊全国ネットワーク／日本科学者会議／大阪歴史教育者協議会／教育科学研究会常任委員会／改憲問題対策法律家六団体連絡会／安保体制打破新劇人会議／日本学術会議の会員任命拒否の撤回を求める中野区民の会／日本民主法律家協会

オンライン署名のお願い

3月13日に、改憲問題対策法律家6団体連絡会を含む16団体がよびかけて学術会議の「特殊法人化」に反対するオンライン署名22,792筆を内閣府に提出し、その後、参議院議員会館で、記者会見及び院内集会を開きました。署名呼びかけ団体の代表がそれぞれスピーチをし、最後に連名の声明が発表され、参加者全員で確認しました(18頁参照)。

記者会見と集会の様子は下記のYouTubeでご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=oLdrr5yN2Mc>

署名はこれからも続きます。

拡散し広げてください。

<https://chng.it/h5SRtCDBDk>



今後の日程

【第56回定時総会(神奈川)】

6月28日(土)・29日(日)

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】5月20日(火)10時～

【修習生委員会】5月14日(水)17時～

【広報委員会】5月27日(火)18時～

二〇二五年度第五六回定時総会(神奈川)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第五六回定時総会を行います。奮ってご参加下さい。

記

□ 日 時 二〇二五年六月二十八日(土) 一三時～二九日(日) 二二時(予定)

□ 場 所 神奈川県

□ 特別講演 「青年の力で社会を変えるには」大学生の実情から見える青年の実態と、

青年法律家への期待」

講師：大内 裕和 教授(武蔵大学)

□ 地元企画 「ヘイトスピーチ裁判の歴史と今後の課題」

講師：神原 元 会員

□ 若手弁護士実務講座 「入管取扱実務の基礎」

講師：三木恵美子 会員

□ オプションツアー 「川崎における外国人差別の歴史とヘイトスピーチに対する闘い」

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



▼最近、ニュースを見てみると、どこもかしこも沈んだ話題ばかり。「ニュースを見てるだけで、心の重さが増してきた!」

と思わず叫びたくなります。厳しい時代だからこそ、私たちも知恵を絞って、視点を変え、新たな選択肢を見つけていくことが求められています。今回の神奈川特集では、そんな変化に対応するためのヒントや視点をお届けしてきました。▼昨シーズン、横浜DeNAベイスターズが二六年ぶりに日本一に輝きました。地域を一つにする力、そして長い年月をかけて掴んだ栄光の瞬間には、他チームのファンながら大きな感動を覚えました。チームや地域を問わず、多くの人々が一緒に喜びを共有できる瞬間は、まさにスポーツの醍醐味ですね。▼日々の心躍る瞬間を大切に、厳しい時代を乗り越えていきたいものです。是非神奈川に遊びに来て、温泉やグルメでリフレッシュしてください。

(石川路子)